

# 南極海域における重質油の使用及び運搬に関する事項

## 改正規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

## 改正事項

南極海域における重質油の使用及び運搬に関する事項

## 改正理由

MARPOL 条約附属書 I においては、南極海域における特定の重質油の運搬及び使用を禁止する要件が規定されており、本会規則にも既に取り込んでいる。

近年発生した当該海域において重質油をバラストとして積んだ漁船の沈没事故を受け、2014年10月に開催されたIMO第67回海洋環境保護委員会（MEPC67）において、重質油をバラストとして使用することを含め、当該海域における運搬及び使用の禁止を明確にする MARPOL 条約附属書 I の一部改正が決議 MEPC.256(67) として採択された。

今般、決議 MEPC.256(67)に基づき関連規定を改めた。

## 改正内容

南極海域における重質油の使用及び運搬に関し、特定の油をバラストとして使用することを禁止する旨規定を追加した。